

笠間市子育て支援センター「くりのこ」運営業務受託法人の評価表

法人名				評価者	
区	分	配点	点数	判 断 基 準	
書類No.	項目・内容				
様式第2号 様式第3号	基本的な運営方針	10		市の事業目的に則している。（子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として適している。）	
				地域の子育て力の向上に対して意欲・熱意がある。	
				同種事業の実績がある。	
				経営の安定性・健全性がある。	
様式第4号	職員の体制	10		保育士等の資格や免許を有する指導員を配置できる。	
	研修計画	10		公共施設の職員としての倫理を自覚した者を採用基準に設けている。	
				笠間市内に居住する者を優先的に雇用している。または、雇用する予定がある。	
				その他、子育て支援のために必要とされる採用基準を設けている。	
				職員の資質向上を目的とした研修会を年1回以上計画している。	
	安全・危機管理	10		職員同士が意見交換（ミーティング含）を行ない、共通認識の上で連携して対応できるようにしている。	
				応急処置等の技術習得を目的とした研修会（普通救命法講習会等）の計画がある。	
				その他、子育て支援に貢献できることを目的とした研修等の計画がある。	
				事故やケガを防止するために、安全な環境を整えることができる。	
	衛生管理	10		地震や火災等の災害に対し適切な対応をマニュアル化している。	
				不審者進入時の対応をマニュアル化し、定期的な対応訓練を計画し実施することができる。	
				事故やケガが発生した場合の適切な処置・対応についてマニュアル化している。	
利用者の入室時に健康状態を確認し、健康観察ができる。					
要望・苦情の対応	10		感染症の予防や健康維持のため、施設や備品の衛生管理ができる。		
			指導員の健康診断を行い健康管理に努め、衛生管理ができる。		
			その他、衛生管理に関する取り組みができる。		
			利用者等の要望や苦情を受付ける窓口や担当者が明確になっている。（要望や苦情を受け付けし易い体制づくりに努めている。）		
個人情報保護	5		要望や苦情の記録（受付記録）、改善や対応の措置の記録（対応記録）が適切にできる。		
			こども福祉課への報告・相談が適切に行われ、こども福祉課からの指示内容を的確に遂行できる。		
			要望や苦情の内容、改善や対応の措置内容について関係各所への報告・周知が適切にできる。		
			その他、要望や苦情に対する対応を円滑にするための取り組みができる。		
虐待等の対応	10		利用者名簿や各記録簿の保管状況を適切に定めている。		
			個人情報の記録された媒体の破棄方法を適切に定めている。		
			職員は、個人情報保護について理解し遵守できる。		
			利用者について、適切な観察・情報収集を行い虐待の早期発見ができる。		
事業計画	20		必要に応じ関係機関（こども政策課等）との連携が図れる。		
			必要に応じ関係機関の指示や要請に従い、虐待への対応ができる。		
			子育て親子の交流の促進となる事業計画がある。		
			子育てに関する相談及び援助のための事業計画がある。		
様式第5号	提案金額	5		地域の子育て関連情報を提供できる。	
				子育て支援に関する講習会を実施することができる。	
				その他、独自性のある事業計画がある。	
合計		100			

評価基準

20点	10点	5点	特に優れている
16点	8点	4点	優れている
12点	6点	3点	普通
8点	4点	2点	やや劣っている
4点	2点	1点	劣っている